

定期の予防接種の償還払いフロー

①保健センターに予防接種依頼書の交付を申請します



②保健センターから予防接種実施依頼書が届きます



③届いた予防接種実施依頼書を持参の上、指定された医療機関で予防接種を受け、接種費用を支払います



④領収証、印鑑、通帳、母子手帳又は予防接種済証等の予防接種の履歴がわかるものを持参の上、保健センターに償還払いの申請を行います。後日、予防接種にかかった費用を振り込みます（※注）

※注：接種費用の助成については、上限額があります。また、接種後はできるだけ速やかに償還払いの申請を行ってください。



【問い合わせ先】

〒583-8580

大阪府南河内郡太子町大字山田 88 番地

太子町健康福祉部いきいき健康課(保健センター内)

TEL:0721-98-5520 FAX:0721-98-3600